

**令和 7 年度
(2025 年度)**

事 業 概 要

**令和 7 (2025) 年 4 月
川崎市健康福祉局**

1. 健康福祉局の事務	P. 3
2. 予算から見た健康福祉	P. 8
3. 令和 7 (2025)年度予算における主な事業 (健康福祉局関係)	P.10
4. 令和 7 (2025)年度における各部・室における取組概要	P.15
(1) 総務部	P.15
(2) 生活保護・自立支援室	P.17
(3) 地域包括ケア推進室	P.19
(4) 長寿社会部	P.22
(5) 障害保健福祉部	P.25
(6) 保健医療政策部	P.27
(7) 医療保険部	P.34
(8) 総合リハビリテーション推進センター	P.36
(9) 健康安全研究所	P.37
(10) 看護大学・大学院	P.37

1 健康福祉局の事務

総 務 部

庶 務 課

- (1) 局の人事、予算及び決算
- (2) 局の市税外収入
- (3) 局内の連絡調整及び事務改善
- (4) 局事業の調査、統計及び資料収集
- (5) 局所属職員の労務管理及び安全衛生管理
- (6) 公衆衛生及び社会福祉事業従事職員の人材育成並びに社会福祉事業従事者の研修
- (7) 局内他の課の主管に属しないこと

保 健 福 祉 シ ス テ ム 課

- (1) 局の情報化施策の推進
- (2) 保健、福祉等に係る情報システム(他の所管に属するものを除く。)

危 機 管 理 担 当

- (1) 保健、医療及び福祉に係る危機管理(他の所管に属するものを除く。)

企 画 課

- (1) 局主要事業の企画、調整及び進行管理
- (2) 局事業の広報
- (3) 社会福祉法人(局の所管に属するものに限る。)の認可及び指導監査
- (4) 社会福祉連携推進法人(局の所管に属するものに限る。)の認定等
- (5) 局民間活用事業者選定評価委員会

施 設 課

- (1) 局の所管に属する施設の整備

価 格 高 騰 支 援 給 付 金 担 当

- (1) 住民税非課税世帯等に対する価格高騰支援給付金

生 活 保 護 ・ 自 立 支 援 室

- (1) 生活保護法の施行
- (2) 行旅病人及び行旅死亡人取扱法の施行
- (3) 福祉事務所との連絡調整
- (4) 生活資金貸付金
- (5) 生活保護法等に係る施行事務監査
- (6) ホームレスの自立支援対策
- (7) 生活困窮者の支援対策

地 域 包 括 ケ ア 推 進 室

- | | |
|---|---|
| <ol style="list-style-type: none"> (1) 地域包括ケアシステムの推進 (2) 生活支援体制整備事業 (3) 一般介護予防事業(多様な実施主体による要支援者等に対する支援等の推進に係るものに限る。) (4) 地域看護等の指導及び調整 (5) 介護予防・生活支援サービス事業(指定事業者に係るものを除く。) (6) 認知症施策 (7) 高齢者の権利擁護 (8) 地域リハビリテーションの推進 (9) 難病等の対策(他の所管に属するものを除く。) (10) 医療と介護の連携 (11) 地域包括支援センター (12) 障害者相談支援センター | <ol style="list-style-type: none"> (13) 地域社会福祉 (14) 地域福祉計画の推進 (15) 社会福祉法人川崎市社会福祉協議会との連絡調整 (16) 民生委員法の施行 (17) 民間社会福祉事業の振興及び育成 (18) 災害救助その他援護事業 (19) 戦没者遺族、旧軍人等の援護 (20) 日本赤十字社 (21) 社会福祉審議会 (22) 民生委員推薦会 (23) 災害弔慰金等支給審査委員会 (24) 総合福祉センター |
|---|---|

長 寿 社 会 部

高 齢 者 事 業 推 進 課

- (1) 高齢者施策における保健及び福祉の計画推進
- (2) 老人福祉法の施行
- (3) 介護保険法に規定する施設及び事業者
- (4) 社会福祉施設(他の所管に属するものを除く。)、介護老人保健施設等の指導監査
- (5) 養護老人ホーム恵楽園及び総合研修センター

介 護 保 険 課

- (1) 介護保険法の施行(他の所管に属するものを除く。)
- (2) 介護認定審査会及び介護保険運営協議会

高 齢 者 在 宅 サ ー ビ ス 課

- (1) 高齢者のいきがい施策
- (2) 高齢者の在宅福祉
- (3) 福祉有償運送運営協議会
- (4) 老人福祉センター、老人福祉・地域交流センター及び老人いこいの家
- (5) 公益財団法人川崎市シルバー人材センター

障 害 保 健 福 祉 部

障 害 計 画 課

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行(他の所管に属するものを除く。)
- (2) 児童福祉法の施行(障害児関係に限る。)(障害者施設指導課及び障害福祉課の所管に属するものを除く。)
- (3) 発達障害者支援法の施行(障害児関係に限る。)
- (4) 障害者施策における保健及び福祉の計画推進
- (5) 障害者施策審議会
- (6) 総合リハビリテーション推進センター及び地域リハビリテーションセンターとの連絡調整(他の所管に属するものを除く。)
- (7) 中央療育センター及び地域療育センター

障 害 福 祉 課

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行(支給決定等、給付費の支給及び地域生活支援事業(他の所管に属するものを除く。))に係るものに限る。)
- (2) 児童福祉法の施行(障害児関係の給付費の支給及び入所措置に係るものに限る。)
- (3) 身体障害者福祉法の施行
- (4) 知的障害者福祉法の施行
- (5) 在宅重度重複障害者等手当等の支給
- (6) 療育手帳制度
- (7) 障害者の在宅福祉(障害者社会参加・就労支援課の所管に属するものを除く。)
- (8) 障害支援区分認定審査会
- (9) 総合リハビリテーション推進センター及び地域リハビリテーションセンター(身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所としての業務に係る部分に限る。))との連絡調整

障 害 者 社 会 参 加 ・ 就 労 支 援 課

- (1) 障害者の就労の支援
- (2) 身体障害者更生資金の貸付
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行(地域生活支援事業(他の所管に属するものを除く。))に限る。)
- (4) 障害者の在宅福祉(社会参加及び就労支援に関することに限る。)
- (5) 障害者及び障害児の社会参加促進
- (6) 身体障害者更生資金貸付審査会
- (7) 心身障害者福祉事業基金運営委員会
- (8) 聴覚障害者情報文化センター及び視覚障害者情報文化センター
- (9) 公益財団法人川崎市身体障害者協会

障 害 者 施 設 指 導 課

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行(同法に基づく施設及び事業に係るものに限る。)(他の所管に属するものを除く。)
- (2) 児童福祉法の施行(障害児関係の施設及び事業に係るものに限る。)
- (3) 社会福祉施設(他の所管に属するものを除く。))の指導監査
- (4) 地域リハビリテーションセンター(在宅支援室、日中活動センター及び地域生活支援センターに係るものに限る。)
- (5) 柿生学園、ふじみ園、三田福祉ホーム、陽光ホーム、井田重度障害者等生活施設、社会復帰訓練所、わーくす高津及び身体障害者福祉会館

精 神 保 健 課

- (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の施行
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行(地域生活支援事業(精神障害者に係るものに限る。))に係るものに限る。)
- (3) 心神喪失者等医療観察法
- (4) 発達障害者支援法の施行(他の所管に属するものを除く。)
- (5) 精神障害者の在宅福祉
- (6) 精神障害者の社会参加促進
- (7) 精神保健福祉審議会
- (8) 総合リハビリテーション推進センター及び地域リハビリテーションセンター(精神保健福祉センターとしての業務に係る部分に限る。))並びにこころの相談所との連絡調整

こ こ ろ の 相 談 所

- (1) 所の維持管理
- (2) 精神保健福祉に関する相談及び診療

保健医療政策課

- (1) 保健医療政策に係る施策及び主要事業の企画及び調整
- (2) 神奈川県公衆衛生協会
- (3) 医療関係団体との連絡調整
- (4) 市民葬儀及び葬祭場(まちづくり局総務部まちづくり調整課の所管に属するものを除く。)
- (5) 保健所運営協議会
- (6) 地域医療審議会
- (7) 市民葬儀運営協議会
- (8) 保健所支所との連絡調整

環境保健・アレルギー疾患対策課

- (1) 公害健康被害補償事業
- (2) 公害保健福祉事業
- (3) 公害に係る健康被害の予防
- (4) 公害に係る健康調査
- (5) 公害に係る健康管理及び保健指導
- (6) 成人ぜん息患者医療費助成
- (7) 公害健康被害認定審査会及び公害健康被害補償診療報酬等審査会
- (8) 成人ぜん息患者医療費助成認定審査会
- (9) 公益財団法人川崎・横浜公害保健センター

地域医療課

- (1) 地域医療施策の計画推進
- (2) 看護師充足対策
- (3) 救急医療対策

災害医療担当及びDMAT調整担当

- (1) 健康危機に係る企画及び調整

予防接種担当

- (1) 予防接種
- (2) 予防接種運営委員会

動物愛護センター

- (1) センターの維持管理
- (2) 動物愛護思想の普及啓発
- (3) 動物の適正飼養の指導及び助言
- (4) 犬、猫等の動物の引取り、収容管理、譲渡し及び処分
- (5) 野生鳥獣の捕獲、飼養、販売等の規制
- (6) 動物に係る公衆衛生上の調査研究
- (7) 犬の捕獲及び返還
- (8) 狂犬病の予防
- (9) 特定動物の飼養又は保管の規制

健康増進課

- (1) 地域保健施策の推進
- (2) 健康づくり施策の推進
- (3) 健康増進法に基づく健康増進事業
- (4) 一般介護予防事業(地域包括ケア推進室の所管に属するものを除く。)
- (5) 健康増進法に基づく栄養改善及び調査
- (6) 食育の推進
- (7) 食品表示の総括等(栄養成分の量及び熱量に関する表示関係に限る。)
- (8) 原爆被害者の保健
- (9) 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査及び特定保健指導
- (10) 国民健康保険法に基づく保健事業(医療保険課の所管に属するものを除く。)
- (11) 後期高齢者の健康診査
- (12) 歯科保健の企画、調整及び推進
- (13) 食育推進会議

生活衛生課

- (1) 環境衛生の普及啓発
- (2) 環境衛生関係営業の監視、指導、許可等
- (3) 建築物における衛生的環境の確保
- (4) 健康リビング推進事業及び家庭用品の安全対策
- (5) 専用水道、簡易専用水道、小規模水道等
- (6) 狂犬病予防及び動物の愛護
- (7) 食品衛生の普及啓発
- (8) 食品衛生関係営業の監視、指導、許可等
- (9) 食品表示の総括等(健康増進課の所管に属するものを除く。)
- (10) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査
- (11) 動物愛護センターとの連絡調整
- (12) 中央卸売市場食品衛生検査所との連絡調整

災害保健医療対策課

- (1) 災害時保健医療対策

感染症対策課

- (1) 感染症の発生の予防及びまん延の防止
- (2) 感染症に係る知識の普及啓発
- (3) 感染症に係る医療の提供
- (4) 新興感染症対策
- (5) 感染症診査協議会(結核に係るものを除く。)及び感染症対策協議会

医事・薬事課

- (1) 医務
- (2) 薬務
- (3) 血液対策
- (4) 医療安全相談センター運営協議会
- (5) 精度管理専門委員会

中央卸売市場食品衛生検査所

- (1) 所の維持管理
- (2) 食品衛生に係る普及啓発、営業の許可及び監視指導
- (3) 食品等の検査及び試験
- (4) 食品表示(衛生及び品質に関する表示関係に限る。)
- (5) 食鳥処理の事業の許可等及び監視指導

医療保険部

医療保険課

- (1) 国民健康保険の企画、調査、統計及び運営(他の所管に属するものを除く。)
- (2) 後期高齢者医療(他の所管に属するものを除く。)
- (3) 国民健康保険運営協議会

収 納 管 理 課

- (1) 国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の収納対策の企画及び推進
- (2) 国民健康保険における被保険者及び第三者に係る損害賠償請求等の収納対策の企画及び推進

国民年金・福祉医療課

- (1) 国民年金の企画、調査、統計及び運営
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行(自立支援医療(更生医療及び精神通院医療に係るものに限る。))に係るものに限る。)
- (3) 重度障害者医療費助成
- (4) 指定難病医療費助成
- (5) 指定難病審査会

総合リハビリテーション推進センター

総 務 ・ 判 定 課

- (1) 川崎市総合リハビリテーションセンターの総括
- (2) 総合リハビリテーション推進センターの維持管理
- (3) 自立支援医療(国民年金・福祉医療課の所管に属するものを除く。))及び精神障害者保健福祉手帳制度
- (4) 身体障害者手帳の審査及び更生医療の判定
- (5) 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付の運用に係る調整
- (6) 精神医療審査会

こ こ ろ の 健 康 課

- (1) 精神保健福祉に関する相談及び指導助言
- (2) アルコール、薬物、ギャンブル等に係る依存症の相談及び対策
- (3) 精神科救急業務及び退院後支援

企 画 ・ 連 携 推 進 課

- (1) 高齢者、障害者、障害児等の保健、医療及び福祉に関する調査研究、連携及び連絡調整並びに人材育成
- (2) 高齢者、障害者、障害児等の保健、医療及び福祉に関する関連施策及び制度との運用に係る調整
- (3) 心神喪失者等医療観察法に係る業務の総括
- (4) 障害者の地域移行支援及び地域定着支援
- (5) 社会的ひきこもりの相談及び自立支援
- (6) 自殺対策
- (7) 医療的ケア児等に係る相談、指導助言及び連絡調整
- (8) 災害時要援護者の避難先に係る調整等

地域支援室（南部・中部・北部）

- (1) 中部リハビリテーションセンター(中部在宅支援室、中部日中活動センター及び中部地域生活支援センターを除く。))の維持管理(中部地域支援室に限る。)
- (2) 高齢者、障害者、障害児等の相談、指導助言、治療及び訓練
- (3) 巡回相談の企画及び実施
- (4) 高齢者、障害者、障害児等の保健、医療及び福祉に関する調査研究、連携及び連絡調整並びに人材育成
- (5) 医学的、心理学的及び職能的判定並びに指導
- (6) 補装具の処方及び適合判定
- (7) 心神喪失者等医療観察法に基づく対象者の処遇
- (8) 関係機関への技術援助及び技術講習の提供
- (9) 災害時要援護者の避難先に係る調整等

健康安全研究所

- (1) 所の維持管理
- (2) 試験検査の企画、調査及び統計
- (3) 公衆衛生従事者の研修
- (4) 感染症情報センター
- (5) 微生物学的試験検査及び調査研究
- (6) 衛生動物の試験検査及び調査研究
- (7) 理化学的試験検査及び調査研究
- (8) その他公衆衛生上必要な試験検査及び調査研究

事務局

- (1) 地域との連携に係る企画及び調整
- (2) 公開講座
- (3) 研究事務

総務学課

- (1) 看護大学の施設の維持管理
- (2) 評議会、教授会、研究科委員会、自己点検・評価委員会その他の看護大学に設置される委員会(地域との連携又は研究事務に係るものを除く。)
- (3) 看護大学の規程
- (4) 学生の入学、進学、退学、卒業、修了及び学籍
- (5) 教育課程及び授業
- (6) 図書館に係る図書及び資料の管理
- (7) 学生の厚生及び保健衛生
- (8) 学生の課外活動
- (9) その他学生及び学生団体
- (10) 他の所管に属しないこと

2 予算から見た健康福祉

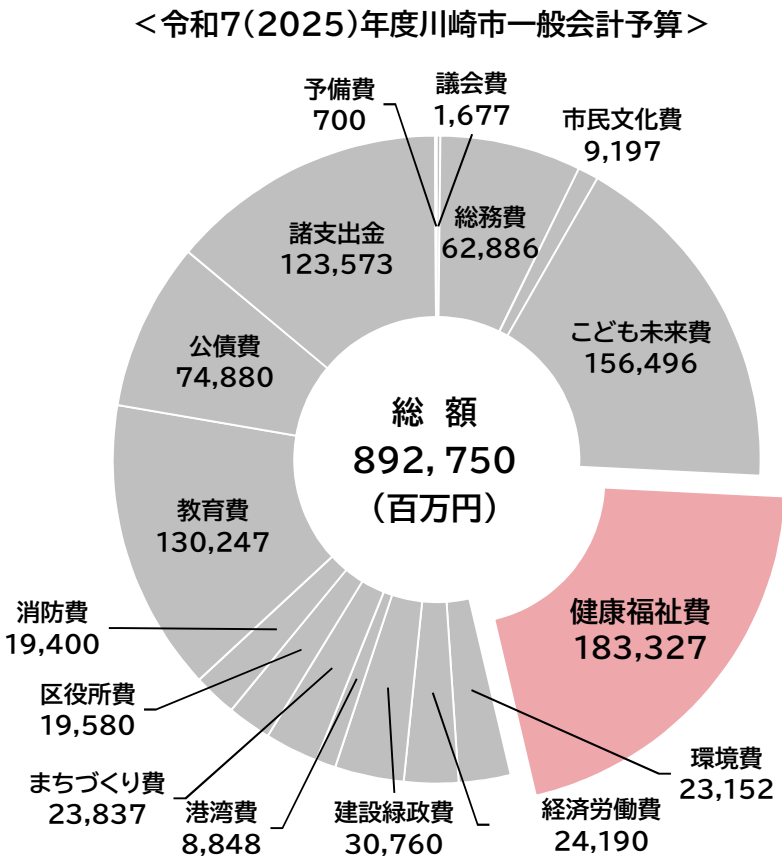
令和7(2025)年度川崎市一般会計予算

(単位:百万円)

	令和7年度		令和6年度		比 較	
	予算額	構成比	予算額	構成比	増減額	増減率
議会費	1,677	0.2%	1,729	0.2%	△ 52	△ 3.0%
総務費	62,886	7.0%	57,756	6.6%	5,130	8.9%
市民文化費	9,197	1.0%	8,492	1.0%	705	8.3%
こども未来費	156,496	17.5%	142,478	16.3%	14,018	9.8%
健康福祉費	183,327	20.5%	173,593	19.9%	9,734	5.6%
環境費	23,152	2.6%	23,275	2.7%	△ 123	△ 0.5%
経済労働費	24,190	2.7%	24,979	2.9%	△ 789	△ 3.2%
建設緑政費	30,760	3.5%	35,712	4.1%	△ 4,952	△ 13.9%
港湾費	8,848	1.0%	10,091	1.2%	△ 1,243	△ 12.3%
まちづくり費	23,837	2.7%	23,795	2.7%	42	0.2%
区役所費	19,580	2.2%	19,329	2.2%	251	1.3%
消防費	19,400	2.2%	18,236	2.1%	1,164	6.4%
教育費	130,247	14.6%	133,478	15.3%	△ 3,231	△ 2.4%
公債費	74,880	8.4%	76,458	8.8%	△ 1,578	△ 2.1%
諸支出金	123,573	13.8%	121,133	13.9%	2,440	2.0%
予備費	700	0.1%	700	0.1%	0	0.0%
合計	892,750	100.0%	871,234	100.0%	21,516	2.5%

※端数調整の関係で、予算額・構成比・増減額・増減率等が一致しない場合があります。

川崎市の令和7(2025)年度一般会計予算は、8,927億4,988万円で、対前年度比で215億円の増(+2.5%)となっています。そのうち、健康福祉局関係予算は、1,833億2,655万円で、一般会計予算に占める割合が20.5%と最も高くなっています。

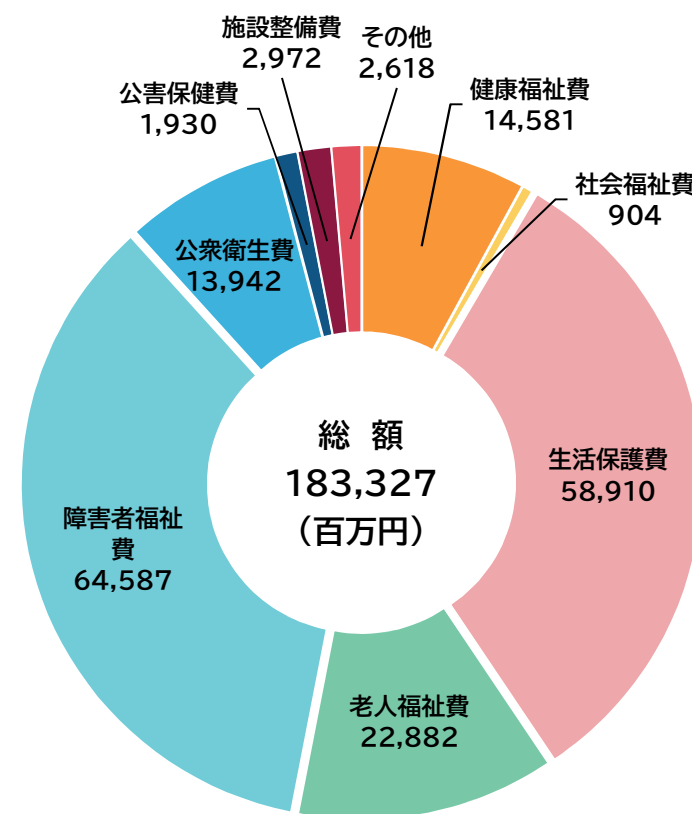


令和7(2025)年度健康福祉局関係予算内訳 (単位:百万円)

		令和7年度		令和6年度 予算額	比較	
		予算額	構成比		増減額	増減率
一般会計	健康福祉費	14,581	8.0%	11,270	3,311	29.4%
	社会福祉費	904	0.5%	896	8	0.9%
	生活保護費	58,910	32.1%	58,309	601	1.0%
	老人福祉費	22,882	12.5%	20,782	2,100	10.1%
	障害者福祉費	64,587	35.2%	60,915	3,672	6.0%
	国民年金費	434	0.2%	691	△ 257	△ 37.2%
	公衆衛生費	13,942	7.6%	13,704	238	1.7%
	公害保健費	1,930	1.1%	1,996	△ 66	△ 3.3%
	保健衛生施設費	1,220	0.7%	1,101	119	10.8%
	保健所費	7	0.0%	33	△ 26	△ 78.8%
	看護大学費	957	0.5%	918	39	4.2%
	施設整備費	2,972	1.6%	2,977	△ 5	△ 0.2%
	一般会計 計(健康福祉局分)	183,327	100.0%	173,593	9,734	5.6%
特別会計	国民健康保険事業	122,480	46.7%	125,192	△ 2,712	△ 2.2%
	後期高齢者医療事業	22,611	8.6%	21,841	770	3.5%
	公害健康被害補償事業	69	0.0%	70	△ 1	△ 1.4%
	介護保険事業	117,402	44.7%	113,004	4,398	3.9%
特別会計 計(健康福祉局分)		262,562	100.0%	260,107	2,455	0.9%

※端数調整の関係で、予算額・構成比・増減額・増減率等が一致しない場合があります。

<令和7(2025)年度健康福祉局関係予算(一般会計)>



一般会計における健康福祉局関係予算は、健康福祉費が33億1,128万円の増(+29.4%)、老人福祉費が20億9,928万円の増(+10.1%)、障害者福祉費が36億7,268万円(+6.0%)の増となったことなどにより、対前年度比で97億3,307万円の増(+5.6%)となっています。

また、特別会計は、後期高齢者医療事業及び介護保険事業の増により、対前年度比で24億5,495万円の増(+0.9%)となっています。

3 令和7(2025)年度予算における主な事業(健康福祉局関係)

重点施策①防災・減災、暑熱、防犯などの安全対策

<災害時要援護者の個別避難計画の作成支援> 86,569千円

災害時の避難行動に支援が必要な高齢者や障害者等の災害時要援護者が、避難や安否確認を円滑に行えるよう、「災害時個別避難計画」の作成に対するケアマネジャーや相談支援事業所による支援を推進します。

①高齢者の災害時個別避難計画の作成 39,544千円(拡充)

・ケアマネジャーによる計画作成支援(約3,500人分)

ケアマネジャーが直接対象者を訪問し、計画作成の支援を行います。

・ケアマネジャーへの伴走支援(約150件)

ケアマネジャーが所属する事業所に対し、作成ノウハウや防災知識等の提供を行い、計画を初めて作成する際の負担の軽減と作成時間の短縮を図ります。

⇒居宅介護支援事業所に対して実施予定

※高齢者分の伴走支援については障害者分と一体で実施

②障害者の災害時個別避難計画の作成 47,025千円

・自ら計画を作成される方に対して、引き続き、作成支援員を派遣して、さらなる作成支援を進めます。

・事業所作成の伴走支援として、電話相談による作成の支援、事業所向け研修を引き続き行います。

<AEDのコンビニエンスストアへの設置推進> 8,887千円(新規)

本市では、庁舎や学校など利用者が多い施設や、スポーツ関連施設、福祉施設など心停止のリスクが高い場所を中心に、688台のAEDを設置していますが、それらの多くは、施設利用者への使用を想定していることから、閉庁時の夜間や休日に使えません。

こうした状況を踏まえ、市民に身近なコンビニエンスストアと協定を締結し、AEDを新たに設置することで、24時間使用可能なAEDの台数を増やし、夜間や休日問わず緊急時の救命活動ができる地域づくりを促進します。

【設置対象】

協定を締結した市内の24時間営業のコンビニエンスストア(市内約240店舗を予定)

【事業概要】

- ・ 設置店舗は傷病者が発生した際、24時間AEDの貸出しを実施
- ・ 設置店舗には入口付近にAED設置ステッカーを掲示
- ・ ガイドマップかわさき等への掲載により設置店舗を周知

重点施策②安心して子どもを産み育てられる環境づくり

<医療的ケア児・者及びその家族に対する支援> 188,897千円

増加するレスパイトニーズを踏まえ、医療的ケア児・者を受け入れるレスパイト先を拡充し、多くの方を受け入れられるよう、地域の体制を整えます。(約1,800泊/年→約2,800泊/年)

※レスパイトとは… 医療的ケア児・者の家族等の介護者が一時的にケアから離れるためのサポート

①病院の受入体制の強化 34,848千円(拡充)

重度の医療的ケア児・者を受け入れた場合の看護師等の職員配置に対する加算を新設
(現行)11千円/日 → (重度の場合)51千円/日

②短期入所稼働床数の確保 121,353千円(拡充)

受入体制を拡充する事業者を支援する補助金の創設
(※医療的ケア児が宿泊可能な市内唯一の短期入所事業所「ソレイユ川崎」における、年間受入数の拡充を支援)

③短期入所事業所と訪問看護ステーションとの連携の促進 32,696千円(拡充)

医療的ケア児・者の受入れ促進のため、訪問看護ステーションが短期入所事業所をサポートする仕組みを試行
(※介護職では実施不可能な医療的ケアを訪問看護ステーションが行う取組を試行実施)

安心のふるさとづくり

<川崎らしい地域包括ケアシステムの構築に向けた取組> 7,141,325千円

①地域包括ケアシステムの推進 16,916千円

- ・川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築に向けて、区役所地域みまもり支援センターを中心とした地域マネジメント等により、市民の身近な地域におけるつながりづくりを推進します。
- ・民間企業を含めた多様な主体の顔の見える関係づくり、具体的な連携のきっかけづくりに向けて、「川崎市地域包括ケアシステム連絡協議会」を開催し、取組を推進します。

②福祉人材の確保・定着に向けた取組 315,499千円(拡充)

・介護職員への家賃補助の職種拡充

新規で雇用された市内在住の看護職員等に対し、家賃の一部を助成することで、経済的な負担の軽減を図ります。

【職種拡充】 看護職員、介護支援専門員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士

・介護支援専門員の資格更新に係る受講料全額補助

資格更新に必要な法定研修受講料の負担を軽減することで、人材確保及び定着を図ります。

・カスタマーハラスメントに係る事業所への支援

市内事業所勤務の方や事業所向けに相談窓口(①相談、②法律相談、③事業所向け研修の実施)を設置します。

③市立看護大学大学院の開学 118,210千円(新規)

- ・地域の医療・福祉現場において地域包括ケアシステムの推進役となる、より高度な専門性と高い実践力を有する看護職等の養成に向けて、令和7年4月に市立看護大学大学院を開学し、その運営を行います。

④民生委員の活動環境改善と改選 122,288千円(拡充)

- ・活動しやすい環境づくりを進めるとともに、民生委員児童委員の一斉改選を行います。
(※人材確保策や活動の負担軽減策等を講じるとともに、1人当たりの活動費も増額することで、よりよい活動環境を整えます。)

⑤民間特別養護老人ホーム等の整備促進 1,395,763千円(拡充)

- ・建築資材の高騰などを踏まえ、補助単価を引き上げることで着実な施設整備を進めます。

⑥医療的ケアが必要な方・家族のレスパイト支援【再掲】 188,897千円(拡充)

- ・病院の受入体制の強化
- ・短期入所稼働床数の確保
- ・短期入所事業所と訪問看護ステーションとの連携の促進

⑦介護予防の強化等(介護保険事業特別会計) 4,983,752千円

- ・介護予防・日常生活支援総合事業の充実により、要支援高齢者等の自立支援・重度化防止に向けた取組を強化します。

<アピアランスケア助成制度の創設> 25,128千円(新規)

がん等の治療と仕事や学業との両立に対するサポートの重要性が高まっていることから、新たにアピアランスケア助成制度を創設します。また、指定都市では初めて、がん以外の方も対象者とし、レンタル費用についても助成対象とします。 ※アピアランスケアとは・・・「医学的・整容的・心理社会的支援を用いて、外見の変化に起因するがん患者の苦痛を軽減するケア」

【対象者】

- ①がんと診断され、その治療を受けた又は受けている方
- ②先天性、事故、がん以外の病気の方(健康保険適用の傷病名のみ)

【想定件数】

- ①700件
- ②70件

対象品目	助成額
医療用ウィッグ等	30,000円または購入やレンタル費用の合計額のうち低い金額
胸部補整具・エピテーゼ	

4 令和7(2025)年度 各部・室における取組概要

(1)

総務部

1 社会福祉法人等の認可・指導監査

健康福祉局が所管する高齢・障害等の社会福祉事業に関する社会福祉法人の設立・認可及び社会福祉連携推進法人の認定等にあたり、広く社会福祉に関わる事業の趣旨・目的や透明性の確保等の観点から、本市における福祉サービスの向上に寄与するべく審査等を行います。

また、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図ることを目的として、令和6年度に行った監査手法の検証を踏まえ、適切な指導監査の実施と、課題のある場合には継続的な確認を行い、課題や問題を指摘することで、法人が自ら改善を図るように指導していくとともに、法人事務局職員を対象に、法人運営手続き等に関する指導講習会を開催するなど、監査の充実・強化に取り組みます。

2 保健福祉DXの推進

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づく情報システム統一・標準化の移行作業を進めるとともに、現行のシステム運用保守・情報化施策・情報セキュリティ・体制等も含め見直しを進めます。

また、標準化システムを基軸として移行作業と並行して、医療DX等主要DX政策の導入調整を行います。

3 施設の整備

健康福祉局が所管する土地や建物の財産管理及び施設建設に係る業務について一体的に担い、関連情報・専門知識・ノウハウを集中させ、業務執行の効率化を図るとともに、関係局及び事業所管課と連携しながら、建設手法の検討、建替え・長寿命化の推進、新規施設を設置・運営する法人の選定、施設建設・修繕に係る調整等に取り組みます。

4 医療・保健・福祉分野における災害対策の推進

医療・保健・福祉分野における災害対策の推進に向けて、危機管理本部や各区役所等と連携を図りながら、局内における全体調整を行うとともに、発災時に設置する災害福祉調整本部が、福祉施設や二次避難所等に関する情報共有を図りつつ、関係部署・機関・団体と連携し、迅速・的確な対応が可能となるよう、災害対応訓練等を通じて体制の充実と、実効性の向上を図ります。

個別避難計画については、障害者分野及び高齢者分野における作成支援のさらなる推進を図り、令和7(2025)年度末までに優先作成対象者に対する作成支援の取組を進めます。

また、災害時の避難行動に支援が必要な高齢者や障害者等の方々が、円滑に避難や安否確認を行えるよう、ケアマネジャーや相談支援事業所への作成支援を推進します。

さらに、二次避難所については、社会福祉法人等と連携を図り、総合防災訓練における二次避難所開設訓練や、災害時高齢者・障害者施設情報共有システム等を活用した情報伝達訓練を実施する等、災害時の対応力の向上に資する取組を推進します。

5 物価高に伴う給付金の支給

「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」を踏まえ、国の「重点支援地方交付金」を活用し、特に物価高の影響を受ける低所得世帯の方々への必要な支援として、世帯全員の令和6(2024)年度住民税均等割が非課税の世帯に対し給付金を引き続き支給していきます。

(2)

生活保護・自立支援室

1 生活保護制度

本市の生活保護の動向としては、平成4(1992)年2月の被保護世帯数 6,151 世帯、平成4(1992)年5月の被保護人員数 8,816 人を底に、増加が続いていました。近年は、減少傾向となっており、令和7(2025)年1月には 22,797 世帯、27,518 人となっているところですが、引き続き、物価高騰等の足下の社会経済情勢等を踏まえつつ、今後の動向を注視していく必要があります。世帯類型別の世帯数としては、「高齢者世帯」数が 12,386 世帯で、被保護世帯の半数を超えています。また、主に稼働年齢層で失業を理由に被保護世帯となった「その他世帯」数が 3,701 世帯であり、就労支援による自立の助長が求められています。

令和7(2025)年度は、当初予算において生活保護業務の実施にかかる経費として 576 億円を計上し、福祉事務所のケースワーカーによる被保護者への生活保障と自立助長を基本としながら、一人ひとりの能力や意欲に合った就労支援や直ちに就労に向けた取組を行うことが困難な被保護者に対する就労準備支援、貧困の連鎖の防止に向けた子どもへの学習支援、被保護者の健康の保持等に着眼してその予防や指導を行う健康管理支援、民間賃貸住宅などの居住確保支援に取り組むとともに、生活保護制度の適正実施の確保に向けて、不正受給の防止や医療扶助の適正化の強化充実を図ります。

2 ホームレスの自立支援

本市のホームレス数は、平成 15(2003)年の 1,038 人をピークに減少に転じ、令和6(2024)年には 120 人にまで減少しています。

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法に基づき、令和6(2024)年度から令和 10(2028)年度までを計画期間とする「第5期川崎市ホームレス自立支援実施計画」を策定し、「路上(野宿)生活期間の長期化への対応」、「不安定な居住環境にある人への支援」、「高齢や障害が疑われるホームレスに対する医療・介護的視点に基づいた支援」に重点を置き、各種施策を実施しています。

取組にあたっては、「一人ひとりの状況や課題に応じたきめ細やかな相談支援による、安定した地域生活の実現をめざして」を基本目標に掲げ、巡回相談員による市内ホームレスの訪問、生活困窮者・ホームレス自立支援センターの運営、再野宿の防止と地域定着を目的としたセンター退所後の住居への訪問、年末年始の緊急援護事業等により、総合的に自立支援を推進しています。

3 生活困窮者の自立支援

生活困窮者自立支援法に基づき、失業等により経済的に困窮した生活困窮者が、生活保護に至る前の段階で早期に支援を受け、安定した生活ができるよう川崎駅前に設置した「川崎市生活自立・仕事相談センター（呼称：だいJOBセンター）」において、生活困窮者の日常的・社会的・経済的自立に向け、就労支援、精神保健支援、居住支援、家計改善支援及び法律相談等の専門相談支援等を行っています。また、相談者の利便性の向上等を目的に、週1回、高津区役所、宮前区役所、多摩区役所及び麻生区役所において出張相談を実施しており、令和3(2021)年度から、来所が困難な方のためにオンライン相談を開始しました。

だいJOBセンターでは、経済的な問題だけでなく、多様で複合的な課題を抱える生活困窮者に対して、様々な専門分野の支援員が、利用できる支援制度の整理、各種窓口への同行による必要な手続きの補助など、相談者に寄り添った支援を実施しています。

その他、相談者の体力・能力、職種、時間帯など求職者の状況に合った求人を開拓し、紹介する生活困窮者就労支援事業、直ちに就職活動を行うことが困難な者に対して、就労に向けた基礎能力を整えるための支援を行う就労準備支援事業、失業等により住居を失う恐れのある方等に対する住居確保給付金事業の申請・相談受付等を実施し、生活困窮者の自立促進を図ります。

(3) 地域包括ケア推進室

1 川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築

「誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現」を基本理念とした「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」に基づき、推進ビジョンを上位概念とする川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(かわさきいきいき長寿プラン)、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画(かわさきノーマライゼーションプラン)等の関連計画と連携を図りながら、川崎らしい都市型の地域包括ケアシステム構築に向けて取組を推進します。

推進ビジョンにおける第2段階のシステム構築期として、意識の醸成と参加・活動の促進に向けた戦略的広報を進める「意識づくり」、各区地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)を中心とし、地区カルテ等を活用しながら、地域課題の共有・解決に向けて、住民主体の取組の支援等を進める「地域づくり」、医療やケアが必要になっても安心して暮らし続けることができるよう、専門多職種の連携による相談支援体制の整備と医療・介護連携の強化等を進める「仕組みづくり」等に取り組みます。

また、推進ビジョンにおける第3段階の進化期に向けて、地域ごとの特性を踏まえながら、地域・事業者・団体・行政が一層連携し、誰もが安心して暮らせる地域づくりに取り組みます。

2 地域福祉の推進

令和6(2024)年3月に策定した「第7期川崎市地域福祉計画」に基づき、「ケアへの理解の共有とセルフケア意識の醸成」、「安心して暮らせる住まいと住まい方の実現」、「多様な主体の活躍によるよりよい支援の実現」、「一体的なケアの提供による自立した生活と尊厳の保持の実現」、「地域包括ケアをマネジメントするための仕組みの構築」を基本目標として、地域福祉の向上を進めます。

また、地域でのきめ細やかな支え合いの促進を図るため、更生保護関係、社会を明るくする運動、戦没者遺族援護関係、日本赤十字社関係、地域見守りネットワーク事業等の着実な取組と、社会福祉協議会及び民生委員児童委員協議会の活動支援を行います。

民生委員児童委員については、人材確保策や活動の負担軽減策を講じるとともに、12月の一斉改選に合わせて一人当たりの活動費を増額するなど、活動しやすい環境づくりに取り組みます。

3 地域のネットワークづくりの推進

住民同士が互いに気をかけ、様々な生活上の課題の把握や支え合いの仕組みづくりに向けて、区役所と連携しながら、市民をはじめ、民間事業者や多様な主体が顔の見える関係を構築し、地域特性に応じた地域のネットワークづくりを進めます。

また、地域の多様な主体間の相互連携の推進や、必要な地域資源の充実に向けて、地域支え合い推進事業を推進していきます。

4 認知症施策

更なる高齢化の進展と認知症の人の増加が見込まれる中で、国の「認知症施策推進基本計画」を踏まえ、認知症予防の取組、認知症高齢者の早期発見・早期対応に向けた幅広い普及啓発、支援のための医療と介護の連携、チームオレンジによる認知症の人や家族への支援など地域における認知症施策の推進、認知症家族介護者に対する支援など、本人やその家族のためのケア体制を整備することが必要となっています。そのため、本人や家族の生活支援や、医療と介護の連携、川崎市成年後見制度利用促進計画に基づく取組など権利擁護体制の推進に取り組みます。

また、令和6(2024)年1月に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に基づく、「認知症施策推進計画」については、意識調査やアンケートなどを通じて認知症の人や家族のニーズを把握していくことで、策定に向けた準備に取り組みます。

5 在宅医療・介護連携の推進

高齢化の進展に伴い、在宅で医療・介護を必要とする患者の増加が見込まれています。医療と介護の連携を図りながら、多職種連携システムの構築や人材育成、地域住民への普及啓発など、在宅医療・介護体制の充実に取り組みます。

また、がんや難病等を患っている市民やその家族に対して、状況に応じた適切かつ円滑な支援が行えるよう、関係機関との連携強化に取り組みます。

6 高齢者の自立支援・重度化防止の取組

状態の改善可能性が高い要支援高齢者等に対する自立支援・重度化防止を推進するため、地域包括支援センター、地域リハビリテーション支援拠点、(看護)小規模多機能型居宅介護事業所に配置する生活支援コーディネーター等による初期相談の強化と、自立支援型サービスの整備を進めます。

併せて、要支援状態となる主たる原因が体を動かさないことによる心身の機能低下であることを踏まえ、民間事業者やNPO、ボランティアなどの多様な主体と連携した活動・参加の場や機会の充実に取り組みます。

7 高齢者・障害者の相談支援体制の整備

高齢者と障害者の地域生活を支えるため、各区地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)とともに、市内 49 ヶ所に設置している地域包括支援センターや、市内 26 ヶ所に設置している障害者相談支援センターを中心に相談支援事業の充実を図り、支援体制を強化していきます。

併せて、地域の多様な支援ニーズに的確に対応できるよう、地域ケア会議や地域自立支援協議会の充実を図りながら、介護支援専門員や障害者相談支援専門員等との連携体制を強化していきます。

1 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(かわさきいきいき長寿プラン)の推進

全ての高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、「川崎らしい都市型の地域居住の実現」を目指し、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までを計画期間とする「第9期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」(かわさきいきいき長寿プラン)を令和6(2024)年3月に策定しました。この計画は、基本目標に「高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり」、「介護が必要となっても『かわさき』で暮らし続けられる支え合いのまちづくり」を掲げており、計画期間内には団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年を迎えることと、また、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22(2040)年を展望し、中長期的な視点から「いきがい・健康づくり・介護予防等の推進」、「地域のネットワークづくりの強化」、「利用者本位のサービスの提供」、「医療介護連携・認知症施策等の推進」及び「高齢者の多様な居住環境の実現」の取組を進めます。

2 高齢者の多様な居住環境の実現

令和4(2022)年度に実施した「高齢者実態調査」の結果によると、多くの高齢者が「介護が必要になった場合でも、家族に負担をかけずに自宅で暮らしたい」と望まれている状況であり、在宅生活を支えていくための居宅サービスや、地域に密着したサービスの拡充、さらには、介護者の負担軽減のためのショートステイの整備を進めていくことが重要です。

具体的には、要介護度の比較的高い高齢者の在宅生活を支える、24時間体制で随時対応が可能な「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「通い」、「訪問」、「泊まり」を組み合わせた「小規模多機能型居宅介護」及び医療的ケアを加えた「看護小規模多機能型居宅介護」や「認知症高齢者グループホーム」等の「地域密着型サービス」の整備を計画的に推進します。また、要介護度が重度の方で、在宅生活が困難となった際の重度者向けの住まいとして「特別養護老人ホーム」等の整備を進めます。

3 介護人材の確保、定着支援

介護サービス事業所の人材不足への対応として、確保・定着に向けた各施策を展開しています。

国は介護報酬等の制度設計、県は職場環境の整備について、本市は普及啓発イベントや介護職員等への家賃支援を行う「人材の呼び込み」をはじめ、介護資格取得者及び介護支援専門員の資格更新に必要な受講料補助や無料職業紹介による「就労支援」、メンタルヘル

ス及びカスタマーハラスメントの相談窓口の設置や、業務の効率化や介護職員の負担軽減を図る介護ロボット・ICTの導入による「定着支援」、介護職員が一部の医療行為を可能にする「たんの吸引等研修」などの「キャリアアップ支援」の4つの取組を柱として、質の高い介護サービスの提供に向けた取組を進めています。

後期高齢者の急増と生産年齢人口の急減の中、これまでの取組の推進とともに、介護人材のマッチング・定着支援の充実やテクノロジーの導入、外国人介護人材の支援などの取組を進めていきます。

4 かわさき健幸福寿プロジェクト

介護サービス事業所が提供するサービスの質を適正に評価する「かわさき健幸福寿プロジェクト」の取組を通じて、介護サービス事業所、利用者・家族の意識に影響を与え、自立に資する行動変容を促すことを目指しています。

今後は、好事例を共有する場を設けるほか、事業効果の検証をもとに、この取組の趣旨等について更なる普及・啓発及び今後の方向性について検討を進めていきます。

5 高齢者のいきがい施策

高齢化がますます進行する中で、高齢者のいきがい・健康づくりや社会参加を促進することが求められています。地域包括ケアシステムの構築に向けて、高齢者が地域で積極的な役割を担えるような環境づくりに努め、高齢者が地域で生き生きとした生活を送ることができるよう、いきがいづくりや地域社会への参加等を支援します。

具体的には、高齢者の社会参加を促進し、もって高齢者の福祉の増進を図ることを目的とした「高齢者外出支援乗車事業」について、令和4(2020)年10月にICTを導入し、利用者及び事業者の利便性向上を図りました。取得した実績データ等に基づく分析や事業費シミュレーションにより、登録・利用状況に地域差及び利用者間の偏差があることや今後の事業費の増大が見込まれることから、引き続き、持続可能かつ公平な制度の構築に向けて検討を進めるとともに、高齢者の社会参加促進等の取り組みについて、他の社会参加施策との連携を含め検討していきます。

また、教養・レクリエーションの向上、健康の増進などのために活用する公の施設として、いこいの家といきいきセンターを運営しており、引き続き、「いこいの家・老人福祉センター活性化計画『IRAP(アイラップ)』」に基づき、時代背景にあった施設としてさらに活性化し、高齢者を中心とした地域の多くの方に利用されるための検討を進めます。

6 介護サービスの提供

加齢による疾病等で、要介護・要支援状態となり、入浴・排せつ・食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理等の医療が必要な方に対して、保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行い、すべての高齢者が安心して生活できるための施策を展開していきます。

また、利用者自身の選択に基づく介護サービス(居宅介護サービス、地域密着型サービス、施設介護サービスなど)の利用により、その方の能力に応じ自立した日常生活が営めるように、必要な介護サービスを着実に提供します。

(5)

障 害 保 健 福 祉 部

1 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画(かわさきノーマライゼーションプラン)の推進

本市の障害福祉施策の総合的な計画として、「障害のある人もない人も、お互いを尊重しながら共に支え合う、自立と共生の地域社会の実現」を基本理念とする「障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」(第5次かわさきノーマライゼーションプラン改定版)を令和6(2024)年3月に策定しました。

この計画に基づき、「育ち、学び、働き、暮らす」、「地域とかがわる」、「やさしいまちづくり」の3つの基本方針のもと、福祉・保健・医療・教育・労働・まちづくり施策などが連携しながら様々な取組を進めます。

2 障害を理由とする差別の解消に向けた取組

令和6(2024)年4月に改正障害者差別解消法が施行されたことに伴い、市民や事業者の理解を深めるため、様々な制度周知等の啓発を進めています。

今後も、障害を理由とする差別を解消するため、障害者差別解消支援地域協議会において課題を協議しながら、障害のある人もない人も、お互いにその人らしさを認め合い、共に生きる社会(共生社会)の実現のための取組を進めます。

3 障害児支援の充実

障害児については、子どもとしての育ちを保障していくとともに、発達状況や障害特性を適切に把握し、専門的な支援を行う必要があります。そのため、市内4か所の地域療育センターや各区の子ども発達・相談センターにおける相談支援・評価・発達支援の適切な運用に努めます。地域療育センターにおいては、効果的な運営や支援の質の向上を図るとともに、地域の中核的な機関として、保育所等におけるインクルージョンの推進や障害児通所支援事業所へのスーパーバイズ等の取組を進めます。加えて、指定管理者制度の適切な運用に向け、モニタリング強化に取り組めます。

また、乳幼児期から成人期まで、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の構築に向けて、保健、医療、福祉、教育、労働等の関係機関が連携して取組を進めます。

加えて、昨今の医療技術の進歩等を背景として、NICU(新生児集中治療室)等に入院後、人工呼吸器等の使用やたんの吸引などの医療的ケアが必要となる子ども(医療的ケア児)が増加しており、また令和3(2021)年にはいわゆる「医療的ケア児支援法」が施行された

ことから、今後も医療的ケア児に対する在宅支援の充実に取り組みます。

さらに、増加するレスパイトニーズに対応するため、医療的ケア児・者を受け入れるレスパイト先を拡充し、多くの方を受け入れられるよう、病院の受入体制の強化、短期入所稼働床数の確保並びに短期入所事業所と訪問看護ステーションの連携の促進(試行)により、地域の体制を整えます。

4 障害者施設の整備

在宅で暮らしている障害のある方の日中活動の場として、福祉的な活動の場、地域生活での日常生活力の向上などを行う場、一般就労に向けた訓練の場など、それぞれの障害の状況やニーズに応じたサービスの充実に努めます。

また、居宅介護などの在宅サービスの充実、住まいの場であるグループホームや地域生活を支援する拠点施設の整備を推進するなど、障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、住まいの確保に向けた取組を進めます。

5 精神保健福祉対策促進

近年、「こころの健康」について社会的関心は高まっています。このような中で、日々の生活の中で「こころの健康」の保持増進を図るとともに、地域や職域等において、メンタルヘルスや精神障害の正しい理解についての啓発を推進し、精神障害の有無や程度に関わらず、社会の一員として、地域において安心して暮らし続けることができるよう「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の推進に関する取組を進めます。

6 障害者の就労支援

令和6(2024)年4月に改正障害者雇用促進法が施行され、法定雇用率が引き上げられるとともに、週所定労働時間10時間以上20時間未満で働く重度の身体・知的障害者、精神障害者が法定雇用率の算定対象となりました。このような中、福祉施設から一般就労への移行者数が増加傾向にあることから、就職後の定着に向けた支援とあわせて、雇用する企業に対する支援を実施するとともに、福祉的就労の場では、引き続き利用者工賃の向上が求められています。

こうした状況を踏まえ、「企業応援センターかわさき」における企業に対する雇用相談等支援に取り組むとともに、地域就労援助センターや就労移行支援事業所を中心とした一般就労に向けた支援や、就労支援や就労定着支援の質の向上等を図ることを目的とした就労支援ネットワーク会議を開催するほか、業務の共同受注窓口である川崎市障害者施設しごとセンターを中心とした障害福祉サービス事業所等の工賃向上などの取組を進めます。

1 災害時における保健・医療対応

大規模災害時に市民の生命や健康を守るため、市全体における保健医療に関する調整能力の機能強化及び一元化を図る保健医療調整本部を設置します。

また、実効性のある体制を構築するため、平時から庁内関係部署及び市内保健医療関係団体、他の地方公共団体等との連携体制強化に係る会議及び訓練・研修を実施します。

さらに、過去の災害で明らかになった問題点や専門家の意見等を踏まえ、災害医療コーディネーターの配置、川崎DMAT隊員養成のための訓練実施及び資機材購入等の支援、本市が支援する場合や他都市等から応援を受ける場合の体制整備等を推進します。

2 健康危機管理対策

これまでの新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、今後の新興感染症等の発生・まん延時に備えた体制構築や人材育成を行うほか、医療提供体制の役割分担や病床確保等については、感染症予防計画や今年度改定を予定する新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、県と連携し取組を進めます。

また、広域的な食中毒、有害物質の暴露等、様々な健康危機から市民の生命及び健康を守るため、健康危機管理業務に携わる局内外関係課と協力し、引き続き危機管理体制、初動対応及び連絡体制の整備を推進します。併せて、平時から市職員、市内医療従事者及び関係事業者等の危機管理意識や対応力の向上を図るための研修会等を実施します。なお、改正医療法に基づき県と連携し、新興感染症の発生・まん延時に備えた医療提供体制の構築や病床確保等の取組を進めます。

3 地域医療対策

高齢化の進展に伴い、医療・介護ニーズの増大が見込まれる中、そうした需要に的確に対応できる医療提供体制が必要になっています。そのため、県の保健医療計画との整合や、関係団体等との連携を図りながら、かわさき保健医療プラン[令和6(2024)年度～令和11(2029)年度]に基づき、将来の医療需要を踏まえた病床機能の確保や連携などの取組を進めます。

4 救急医療

夜間や休日等における救急医療体制の安定確保が求められており、救急医療を取り巻く環境の変化に対応しながら、救急医療を必要とする患者が適切な医療を受けられる体制を整備することが必要になっています。

こうしたことから、小児救急や周産期救急等の救急医療体制の安定した運営を確保するための取組を推進するとともに、救急医療機関の機能が十分に発揮されるような体制づくりに取り組みます。さらに、救急医療電話相談事業や救急医療に関わる認識や理解を深めるための広報の充実に取り組みます。

また、コンビニエンスストアと協定を締結し、AEDを設置することで、24時間使用可能なAEDの台数を増やし、夜間・休日を問わない救命活動ができる地域づくりを推進します。

5 看護職員確保対策

看護職員の「新規養成」・「定着促進」・「再就業支援」を三本柱として、市内看護師養成施設の運営支援や修学資金貸与制度の運用、院内保育所の運営支援等による医療機関等の勤務環境改善の取組のほか、未就業看護職員の復職支援や各種相談・研修事業を実施する川崎市ナースングセンターへの運営支援等の取組を進めます。

また、医療の高度化・多様化に的確に対応でき、地域包括ケアシステムの担い手となる質の高い看護師や、その推進役となる高度な専門性と実践力を有する看護職等の養成に向けて、市立看護大学や同大学院と連携した取組を進めます。

6 健康づくり・介護予防

令和6(2024)年3月に、健康増進計画と食育推進計画を一体的に策定した「第3期川崎市健康増進計画・第5期川崎市食育推進計画」(かわさき健康づくり・食育プラン)に基づき子どもから高齢者まで市民一人ひとりが生涯を通じて心身ともに健康で生きがいのある生活を送ることを目指し、食育と健康づくりの取組をより一層連携し、推進します。

生活習慣病発症及び重症化の予防のため、健康的な生活習慣を実践するための栄養、運動、たばこ(禁煙)、歯と口の健康等の分野における各種の取組を進めます。

また、健康増進の取組として令和5(2023)年10月からスマートフォンアプリ「かわさきTEKTEK」を活用した健康ポイント事業を実施し、市民の健康意識を高め、健康行動の習慣化を促進するとともに、その成果を子どもに還元する「健康循環社会」の構築を目指します。令和7(2025)年度から、ポイントの寄附先に市立中学校を追加し、さらに取組を進めます。

さらに、「第9期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」(いきいき長寿プラン)に基づき、主体的な健康づくり・介護予防につながる取組として、普及啓発活動及び地域の活動や社会参加を促すための支援を行います。

国民健康保険特定健康診査・特定保健指導については、令和6(2024)年3月に策定した「川崎市国民健康保険第3期保健事業実施計画(データヘルス計画)及び第4期特定健康診査等実施計画」に基づき、受診勧奨の取組を進め、受診率実施率の向上を図ります。

がん検診については、特定健康診査の受診勧奨との連携や、各種受診勧奨の取組を進めていくことで、受診率等の向上に努めます。

7 食育の推進

近年の食生活をめぐる環境の変化に伴い、生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむために食育の推進が重要となっていることから、令和6(2024)年3月に、健康増進計画と食育推進計画を一体的に策定した「第3期川崎市健康増進計画・第5期川崎市食育推進計画」(かわさき健康づくり・食育プラン)に基づき子どもから高齢者まで市民一人ひとりが生涯を通じて心身ともに健康で生きがいのある生活を送ることを目指し、食育と健康づくりの取組をより一層連携し、推進します。市民一人ひとりが食に関する知識と食を選択する力を養い、健全な食生活を実践していけるよう家庭、学校、企業、関係機関や団体等さまざまな分野との連携を図り、取組を進めていきます。

8 環境保健・アレルギー疾患対策

「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づき、公害健康被害被認定者に対する認定更新や補償給付の他、家庭療養指導や予防接種費用等助成事業、転地療養等の公害保健福祉事業に取り組めます。

また、「アレルギー疾患対策基本法」等に基づき、幅広い疾患対策を進めるために策定した、「川崎市アレルギー疾患対策推進方針」を踏まえ、発症・重症化予防等のための啓発・相談をはじめ、医療提供体制の整備や、生活の質の維持・向上を支援する環境づくりの推進、人材育成といった4つの方向性で、総合的に取り組めます。

9 医務・薬務

医療のあり方や医療事故等に対して、市民の関心が高まっていることから、医療の安全と信頼を高め、市民が安心して医療機関を利用できるようにするため、医療安全の確保対策が重要となっています。さらに、良質な医療の提供には医療関係者の資質の向上が必須であり、医療安全対策を引き続き進めていきます。

医薬品については、市民の健康被害を防止するため、薬局、医薬品販売業等に対し適正な販売、保管、管理などの監視指導を実施し、医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保に努めます。

また、毒物劇物による事故等を防止するため、業務として毒物劇物を取扱う者の監視指導を実施し、市民の安全確保を図っていきます。併せて、大麻等の乱用が若年層に拡がりをみせていることから、薬物乱用防止啓発活動を実施していきます。

さらに、国が進める医療DX(デジタルトランスフォーメーション)の一環としてのオンライン資格確認や電子処方箋、マイナポータルを活用したお薬手帳(電子版)等の動向を注視するとともに、医薬品の適正使用のためにかかりつけ薬剤師及びかかりつけ薬局の普及に取り組みます。

血液対策事業については、輸血用血液が人工的に造れず、長期間の保管もできないため、毎日一定数の献血者が必要になること、また、定期的な輸血を受けなければならない方がいることを周知し、献血思想の醸成に努めます。

10 生活衛生

市民の生活環境と密接に関わる環境衛生関係営業施設の衛生に対する市民の関心は、以前にも増して高まっていることから、各施設の衛生水準の維持・向上及び営業者等による自主管理の推進が重要な課題となっています。施設立入や各種検査により、日頃から環境衛生関係施設の衛生と安全を確認することで、市民の快適で安全な暮らしを確保します。さらに、市民に対して健康的な住まい方についての知識の普及啓発等を行い、住まいにおける健康で快適な生活環境の確保に取り組みます。

動物の愛護及び管理については、ペット飼養数が増加している一方で、不適切な飼育に起因する近隣への影響や、遺棄、虐待、多頭飼育問題の増加が懸念されています。適正飼養の普及啓発をより一層推進し、動物による危害防止や生活被害等への適切な対応、動物愛護管理法に基づいた遺棄・虐待等に対する取組を進め、マイクロチップ装着義務化に対し適切な対応や指導を行うとともに、狂犬病の発生時に備えた対策を推進します。

葬祭場の管理運営事業については、火葬需要の増加や葬儀形態の多様化等の課題について、指定管理者との連携や関係業者との調整を図り、安定的な運営に努めます。また、大規模改修工事中のかわさき南部斎苑については、工事担当や指定管理者等と調整することで、葬祭場利用者への影響を最小限に抑えながら改修を進めてまいります。

11 新型インフルエンザ等対策

平成 25(2013)年度に「川崎市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定し、平成 28(2016)年度にガイドラインを作成しました。新型コロナウイルス対応における様々な課題を踏まえて、令和6(2024)年度に政府行動計画及び県行動計画が改定されたことを受け、本市の行動計画及びガイドラインの見直しを進めていきます。

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の健康被害を最小限にとどめ、社会・経済活動への影響を最低限に抑えるために、平時から関係部局、近隣自治体と連携を強化し、医療体制や住民接種体制及び特定接種体制について整備を進めていきます。

さらに、新型インフルエンザ等の発生を想定し、新型コロナウイルス感染症対応における課題を踏まえた研修・訓練を職員及び医療機関向けに実施し、新型インフルエンザ等対策の普及啓発及び発生時の対応を円滑にする体制整備を行います。

なお、令和2(2020)年以降に国内で流行した新型コロナウイルス感染症と同様に、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」(特措法)及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(感染症法)において「新型インフルエンザ等」に定義付けられる新たな感染症が発生した際は、住民生活・経済など社会全般に及ぼす影響が多岐に渡ることから、法に基づく適切な対応について、庁内関係部署、県域の自治体並びに市内医療機関及び関係団体等と連携して対応することで、感染症のまん延の防止に努めます。

12 感染症対策

近年、交通手段等の発達に伴う人・物の交流・移動の増大、国際交流の推進により、感染症が限定的な地域での流行にとどまらず、国内での感染拡大、さらには国境を越えて国際社会全体に感染が拡大する事態が発生しやすくなっています。エボラ出血熱、中東呼吸器症候群(MERS)、ジカウイルス感染症等に加え、令和2(2020)年以降、新型コロナウイルス感染症が国内及び世界で流行し、国際社会にとって大きな問題となりました。新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ令和6(2024)年3月に策定した「川崎市感染症予防計画」に基づき、平時からの保健所体制や検査体制の強化、人材育成、療養環境の整備等を進め、次の感染症危機に備えて主体的・機動的に感染症対策を推進していきます。

本市は臨海部が国際空港に隣接しており、麻しんやデング熱、エムポックス等、海外で流行する感染症の侵入のおそれが高いため、引き続き、感染症対策の強化に取り組めます。

また、国際社会で大きな課題となっている薬剤耐性(AMR)対策について、平成 29(2017)年度から開始した、医療機関及び社会福祉施設等との地域連携の取組を強化するとともに、市民への普及啓発を実施していきます。

平時から、様々な媒体を活用し、より広い世代の方にインフルエンザや感染性胃腸炎等に関する標準予防対策や、発生時のまん延防止

対策に関する普及啓発を実施するとともに、社会福祉施設等でこれらの感染症が集団発生した場合には、関係機関と連携し、早い段階から迅速に対応することで、影響を最小限に抑えるようにします。

国内最大級の感染症であるB型肝炎及びC型肝炎に係る対策については、早期発見・早期治療のために肝炎ウイルス検査の受検の促進を推進するとともに、平成 27(2015)年度から開始した「陽性者フォローアップ事業」を継続し、感染者を適切な医療へ繋げるための取組を進めていきます。風しん対策については、先天性風しん症候群の発生を防止するため、引き続き市の独自事業を実施していきます。

13 予防接種

伝染のおそれのある疾病の発生及びまん延を予防し、公衆衛生の維持・向上に寄与するために、定期の予防接種を実施します。

「麻しんに関する特定感染症予防指針」及び「風しんに関する特定感染症予防指針」に基づき、接種率向上への取り組みとして、予防接種台帳管理システムを活用し、未接種者の迅速な把握及び適切な接種勧奨をしていきます。

令和7(2025)年4月から带状疱疹ワクチンが定期接種に位置づけられたこと、令和4(2022)年度から令和6(2024)年度までを期間として実施したHPVワクチンのキャッチアップ接種について、当該期間中に接種を開始した方が期間終了後も公費で接種を完了できるよう、1年間、経過措置を設けることとされたこと、第1期、第2期麻しん風しんワクチン接種及び第5期風しんワクチン接種について、ワクチンの供給不足により令和6(2024)年度中に接種を受けられなかった方が公費で接種を完了できるよう、2年間、接種対象期間を超えて接種できることとされたこと等について、接種対象者に対し適切な周知や勧奨を実施します。

令和6(2024)年度から定期接種に位置付けられた新型コロナワクチンについて、令和7(2025)年度も接種事業を継続していきます。

14 エイズ・結核対策

新規のHIV感染者・エイズ患者の報告数は、全国的に横ばいとなっており、報告数のうち、自分がHIVに感染していることに気づかずに、エイズを発症してから初めて感染に気づくいわゆる「いきなりエイズ」が約3割となっています。そのため、HIVの早期発見に向けて、従前から実施している区役所や日曜検査相談室等による無料匿名検査、12月の世界エイズデー前後のイベント検査を継続して実施します。これまで以上に感染予防のための正しい知識の普及と利便性の高い検査体制の整備を推進していきます。

結核は、令和5(2023)年の全国の結核罹患率(10万人当たり)が 8.1 と前年から 0.1 減少したのに対し、本市の結核罹患率は 8.5 と前年よりも 0.4 増加しましたが、長期のトレンドは緩やかな減少傾向となっています。また、全国と同様、本市においても高齢者や高まん延国からの入国者の結核患者の早期発見が課題となっていることから、結核を正しく理解してもらうための継続的な普及啓発、長引く咳等の有症状者への受診勧奨、事業所や学校が行う定期健診の勧奨、患者療養支援の徹底及び医療機関への診断に関する研修などの対策を強化し、地域特性をふまえた有効な予防の取組みを進めていきます。

15 食品衛生対策

ノロウイルスや腸管出血性大腸菌による大規模食中毒のほか、いわゆる健康食品による健康被害、食品の不適切な表示、食品への異物の混入等、食品の安全性に関する問題が発生しており、近年は、広域流通食品により食中毒患者が散発的に広域で発生する事例が散見されるため、自治体間の連携の重要性も高まっています。

また、テイクアウトやデリバリーサービスの普及など社会情勢の変化に応じた食生活の多様化も加速しています。

これらのことから、食品の安全性の確保を図るため、川崎市食品衛生監視指導計画に基づき、食品等の検査や施設の監視を行い、食品衛生法等で定められた基準への適合を確認します。

食中毒等の発生時には、原因究明や健康被害拡大防止対策を講じ、広域規模の事例では、厚生労働大臣が設置した広域連携協議会を活用するなど庁内外関係機関との連携を強化し、迅速に対策を講じます。

また、原則、全ての食品等事業者に義務付けられたHACCPに沿った衛生管理が適切に実施できるよう、導入支援と導入確認を推進していきます。

食品表示については、安全性に影響を及ぼすアレルゲンや消費期限、原料原産地や遺伝子組換え食品を中心に、食品表示法の基準に適合しているか監視指導を行います。

さらに、市民や関係団体に対し、食品の安全に関する正しくわかりやすい情報の発信を行い、リスクコミュニケーションを行います。

(7)

医 療 保 険 部

1 国民健康保険

国民健康保険制度は、職場等の医療保険加入者、後期高齢者医療制度加入者及び生活保護受給者等を除く全ての住民が加入する医療保険制度で、国民皆保険の基礎となっています。被保険者に高齢者や低所得者を多く抱える構造的要因から財政基盤が脆弱であり、さらに、医療の高度化や高額な薬剤の増加等により、一人当たりの医療費は増加を続けており、厳しい財政運営を余儀なくされています。

本市においては、医療費増加の一因となる重複・頻回受診者、重複多剤投薬者への対応や糖尿病治療中断者への受診勧奨に重点を置き、引き続き医療費及び資格適用の適正化対策、保険料の適正賦課を実施し、保険料の収納対策においては、委託事業者による架電、訪問徴収などの初期末納対策の他、全市一斉の文書催告や効果的な差押、搜索などを着実に実施するとともに、定型的な入力・発送業務を保険事務センターに集約することにより、事務処理を効率化しています。

また、国民健康保険の様々な手続のうち、葬祭費支給申請や過誤納金還付請求などの手続のオンライン申請を実施し、今後もオンライン申請の構築が可能な手続への対応を広げます。

2 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、市町村と保険者である後期高齢者医療広域連合が連携して運営しています。75 歳以上の高齢者等を被保険者とする後期高齢者医療制度が円滑に運用されるよう、資格確認書の引渡し、保険料の徴収、申請・届出の受付等の市町村事務を適正に実施します。

また、被保険者数や医療費の更なる増加が見込まれる中、高齢者の保健事業においては、健康診査事業や低栄養改善指導事業を実施するなど、高齢者の特性を踏まえ、被保険者の状況に応じたきめ細やかな対応を行うため、引き続き国民健康保険の保健事業及び介護保険制度の地域支援事業との一体的な実施を推進します。

3 国民年金

国民年金は、原則として 20 歳以上 60 歳未満のすべての住民が加入対象であり、基本の老齢基礎年金のほか、病気や事故によって一定の障害が残った場合や、生計維持者が死亡した場合など、不測の事態に備えるものもあります。給付の財源は現役世代の加入者が

納める保険料等であり、世代を超えて支える仕組みとして、高齢化が進行していく中でも制度が安定的に維持される必要があります。

国民年金事業の主体は国ですが、市町村では法定受託事務として、第1号被保険者に関する年金加入・喪失等の届書、保険料免除申請書及び一部の年金請求書を受理し、それらの書類を日本年金機構に送付する事務を行っています。

また、協力・連携事務として、国や日本年金機構と連携して各種年金相談や年金制度の広報等を行っています。

今後も、国では制度の持続可能性を高め、将来世代の年金給付水準の確保を図るための検討や手続のオンライン化が進められることから、法改正等に従い、法定受託事務及び協力・連携事務を適正に執行するとともに、国民年金システムについて、国が目指す自治体システム標準化への対応を進めます。

4 自立支援医療(更生医療・精神通院医療)・重度障害者医療費助成制度

心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する自立支援医療(更生医療・精神通院医療)や重度障害者が医療機関等に受診されたときの保険医療費の自己負担額を助成する重度障害者医療費助成を実施します。

また、重度障害者医療費助成制度においては、急速な高齢化の進展、平均寿命の伸び及び医療の高度化による対象者の増加や、神奈川県補助制度の見直しなど、状況が変化していることから、持続可能で安定的な制度のあり方について引き続き検討を進めていきます。

5 指定難病医療費助成制度

「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき、国が指定する難病に関する医療費の助成及び指定医療機関・指定医の指定などについて、公平かつ安定的に制度を運営していきます。

また、急速な高齢化の進展、平均寿命の伸び及び医療の高度化に伴い、今後も受給者数の増加が見込まれることから、制度運営の更なる効率化に努めます。

(8) 総合リハビリテーション推進センター

1 全世代・全対象型の地域リハビリテーションの推進

「誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現」を基本理念とした、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」の考え方を実現する具体的な取組として「地域リハビリテーション」を位置付け、対象者を年齢や疾病、障害の種類等で限定しない、全世代・全対象型の地域リハビリテーションを推進します。

具体的には、南・中・北3か所の地域リハビリテーションセンターを中心として、複雑・困難な課題を抱える方や複合的な支援ニーズを有する方、既存の制度の狭間にある方等が、適切な支援を受けながら地域で生活していくことができるよう、専門的な相談支援を包括的に提供します。

また、脳血管疾患や事故等による中途障害者を対象に、退院後早期かつ適切なリハビリテーション等を提供し、就労や社会参加につなげることを目的とした支援の取組を推進します。

2 全市的な支援の質の向上

官民間問わず、多種多様な関係者における支援の質の向上を目的とした取組や、関係機関・事業所等のネットワーク化を推進する機能を持つ全市的な連携拠点として、保健医療福祉に関する地域資源の連携強化を進めます。

具体的には、先進事例の情報収集や課題の検討(調査研究業務)、施設・事業者間の連携強化に向けたサポート(連携調整業務)、相談支援従事者に対する専門的な研修の企画・実施(人材育成業務)等の各種事業を推進します。

(9) 健康安全研究所

1 健康安全研究所の運営

感染症や食中毒、未知物質混入等の健康危機事象発生時はもとより、平常時から地方衛生研究所としての基本機能(試験検査、調査研究、情報発信、研修指導)を十分に発揮することにより、本市における科学的かつ技術的中核として地域保健対策を効果的に推進し、市民の健康で安全な生活を守るための総合的検査機関としての役割を担います。

また、殿町国際戦略拠点(キングスカイフロント)に位置する立地を生かし、ライフサイエンス分野における共同研究を推進し、公衆衛生の向上に寄与できる研究成果の創出を目指します。

さらに、感染症情報発信システムを活用して市内医療機関との情報共有ネットワークを強化するとともに、本市における実地疫学専門家の育成と疫学調査を支援するネットワークの構築に向けた取組(FETP-Kプラン)を進めることで、感染症対策を専門的に支援し、健康危機事象の拡大防止・再発防止に迅速に対応します。

(10) 看護大学・大学院

1 看護大学・大学院の運営

医療の高度化・専門化、医療ニーズの多様化に的確に対応できる質の高い看護人材の養成が求められていることから、看護に関する高度な知識及び技術について教授・研究し、実践的な能力を培い、地域社会の保健、医療及び福祉の向上に寄与し、地域包括ケアシステムの担い手となる有能な人材を育成します。

また、地域や市内関係機関との連携を強化し、市立病院をはじめ、市内医療機関等への就職を促進することにより、安定的な看護人材の確保に向けた取組を推進します。さらに、4月に大学院を開学し、地域における地域包括ケアシステムの推進役となる人材、高度な専門性と実践力を有する看護職等の養成に取り組みます。

なお、今年度末には、4年制大学化後初めての卒業生を輩出するため、就職先等の動向を把握していきます。

Colors, Future!

いろいろって、未来。

多様性は、あたたかさ。多様性は、可能性。

川崎は、1色ではありません。

あかるく。あざやかに。重なり合う。

明日は、何色の川崎と出会おう。

次の100年へ向けて。

あたらしい川崎を生み出していこう。



川 崎 市

令和7(2025)年度事業概要 川崎市健康福祉局

令和7(2025)年4月発行

発行・編集 川崎市健康福祉局総務部企画課